

2006年12月5日

〒131-8555 東京都墨田区押上1-10-3
電話 03-3621-2231
京成電鉄株式会社
BMK推進運動事務局 御中

〒 -
東京都足立区

半沢一宣（印）

「スカイライナー」船橋駅乗降口の変更等を求める要望書

拝啓 時下ますますご盛業のこととお喜び申し上げます。

さて、今月10日からのダイヤ改正で「スカイライナー」が船橋駅にも停車するようになること、また同駅におけるスカイライナーの乗降口が上りは2号車、下りは8号車の各1ヶ所のみになることを『京成時刻表 VOL.24』などで拝見しました。

私は、このお知らせを拝見して、以下に記す問題が誘発される懸念を感じました。貴社が同駅で乗降するスカイライナー利用者との無用のトラブル、ひいては利用者との不毛の対立を引き起こすのを未然に回避するようお願いしたく、お便りさしあげることになりました。本状を担当部署にお取り次ぎのうえ、貴社のご見解をご教示くださいますよう、お願い申し上げます。

私は、以下に記す2点の理由から、スカイライナーの船橋駅乗降口を、上下列車とも5号車に統一することを要望したいと思います。

理由その1・車いす利用者の乗降の改善のため

スカイライナーの車いす対応座席は4号車の5号車寄りにありますが、2号車または8号車の乗降口から4号車まで、車いすで車内を行き来するのは、通路幅や安全性などを考えると非現実的です。車いす利用者の乗降があるときだけDコックで5号車のドアを開けるくらいなら、はじめから5号車を乗降口としておいたほうがよい理屈です。

本件要望の主題からは外れますが、5号車のサービスコーナーに設置されているカード式公衆電話とジュース類の自動販売機が、いずれも車いすの人が利用できない構造になっているのも、いかがなものでしょうか。

理由その2・乗降時の受動喫煙の防止のため

下り列車の乗降口がある8号車は喫煙車であり、上り列車の2号車乗降口も喫煙車である1号車に隣接しています。デッキ部分を禁煙としていても、船橋駅到着直前に下車客がデッキに滞留するようになれば、客室とデッキとの間の自動ドアが開きっぱなしになり、たばこの煙がデッキに流れ出てくるのは容易に想像できます。したがって、船橋駅での乗降客が、2号車または8号車の乗降口部分で受動喫煙を強要されることになる可能性は、きわめて高いと考えられます。これは、鉄道を含む公共施設の管理者に対して受動喫煙の防止に係る努力義務を定めた、健康増進法第25条に違反するものではないでしょうか。

年末で何かとご多忙のおり誠に恐縮ですが、年内をめぐりに本件要望に係る貴社のご見解をご回答くださいますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の安全輸送と更なるご発展をお祈り申し上げます。

敬具

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-61-62160-4号

平成18(2006)年12月6日 向島郵便局にて配達完了